

## (案)

## あま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（概要）

## 1 改正の趣旨

地方税法の一部改正に伴い、出産する予定の国民健康保険の被保険者又は出産した国民健康保険の被保険者（以下「出産被保険者」という。）に係る国民健康保険税の減額について規定するため、関係規定を改正するものです。

## 2 改正の内容

## ○第 2 3 条（国民健康保険税の減額）

出産被保険者に係る産前産後期間分の所得割額及び被保険者均等割額の免除について、次のとおり規定するものです。

## (1) 免除期間

	前 3 月	前々月	前月	出産予定月	翌月	翌々月
単胎妊娠	—	—	免除	免除	免除	免除
多胎妊娠	免除	免除	免除	免除	免除	免除

## (2) 免除額

	医療分・後期支援分・介護分
所得割額	$\text{出産被保険者につき算定した所得割額} \times 1/12$ $\times \text{免除期間のうち当該年度に属する月数}$
被保険者均等割額	$\text{出産被保険者につき算定した被保険者均等割額} \times 1/12$ $\times \text{免除期間のうち当該年度に属する月数}$

## ○第 2 4 条の 3（出産被保険者に係る届出）

出産被保険者に係る届出について規定するものです。

## ○その他

規定を整理するものです。

## 3 施行期日等

令和 6 年 1 月 1 日から施行し、令和 5 年度分の国民健康保険税のうち令和 6 年 1 月以後の期間に係るもの及び令和 6 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用します。